

介護保険の手引き

介護報酬単位数早見表

平成21年4月介護報酬改定説明会資料版

社団法人京都府医師会

担当：地域医療課

〒604-8585 京都市中京区御前通松原下ル

TEL 075-315-5274 FAX 075-315-5290 (いずれも直通)

メールアドレス：tiki15@kyoto.med.or.jp

ホームページURL：<http://www.kyoto.med.or.jp>

サービス提供体制加算

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 30%以上配置されていること。	24 単位/回
夜間対応型訪問介護	② 介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が 50%以上配置されていること。	12 単位/回 (包括型 84 単位/人・月)
訪問看護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	6単位/回
訪問リハビリテーション	○ 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。	6単位/回
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 40%以上配置されていること。 ② 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①: 12 単位/回 ②: 6 単位/回 ※介護予防通所介護・介護予防通所リハビリ 要支援1は ①: 48 単位/人・月 ②: 24 単位/人・月 要支援2は ①: 96 単位/人・月 ②: 48 単位/人・月
療養通所介護	3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	6単位/回
小規模多機能型居宅介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 40%以上配置されていること。 ② 常勤職員が 60%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①: 500 単位/人・月 ②・③: 350 単位/人・月
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 50%以上配置されていること。 ② 常勤職員が 75%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①: 12 単位/人・日 ②・③: 6 単位/人・日

※1 訪問介護及び居宅介護支援については、特定事業所加算の見直しを行う。

※2 表中①・②・③の単位設定がされているものについては、いずれか一つのみを算定することができる。

※3 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」である。

地域区分

70%	訪問介護／訪問入浴介護／夜間対応型訪問介護／居宅介護支援
55%	訪問看護／訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護
45%	通所介護／短期入所生活介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6%	5%	0%
人件費割合	70%	11.05円	10.70円	10.42円	10.35円	10円
	55%	10.83円	10.55円	10.33円	10.28円	10円
	45%	10.68円	10.45円	10.27円	10.23円	10円

なお、地域区分の地域割りについては、平成18年度以降の市町村合併に伴い、平成21年4月1日時点の名称により示される区域を対象区域とする。

中山間地域等における小規模事業所の評価

中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の10%を加算

※算定要件

- 対象となるサービスは、訪問介護（予防含む）、訪問入浴介護（予防含む）、訪問看護（予防含む）、居宅介護支援及び福祉用具貸与（予防含む）
- 「中山間地域等」とは、特別地或効算対象地或以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地或自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- 「小規模事業所」とは、訪問介護は訪問回数が200回以下/月（予防訪問介護は実利用者が5人以下/月）、訪問入浴介護は訪問回数が20回以下/月（予防訪問入浴介護は訪問回数が5回以下/月）、訪問看護は訪問回数が100回以下/月（予防訪問看護は訪問回数が5回以下/月）、居宅介護支援は実利用者が20人以下/月、福祉用具貸与は実利用者が15人以下/月（予防福祉用具貸与は実利用者数が5人以下/月）の事業所をいう。

中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価

中山間地域等にサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の5%を加算

※算定要件

- ・ 対象となるサービスは、移動費用を要する訪問介護（予防含む）、訪問入浴介護（予防含む）、訪問看護（予防含む）、訪問リハビリテーション（予防含む）、通所介護（予防含む）、通所リハビリテーション（予防含む）、居宅介護支援及び福祉用具貸与（予防含む）
- ・ 「中山間地域等」とは、半島振興法、特定農山村法、山村振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域をいう。
- ・ 各事業者が、運営規程に定めている通常の事業実施地域を越えてサービスを提供する場合に認める。

地域密着型サービス

P32~P41

1. 夜間対応型訪問介護

【基本単位数】

夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）	単位数等	オペレーションセンターを設置している場合
・定期巡回サービス	381単位/回	単位数変更
・ヘルパー3級実施減算	変更無し	経過措置を1年延長
・24時間通報対応加算	610単位/月	新設

【算定要件】

(1) 定期巡回サービス

短時間の訪問介護の基本サービス費の引き上げに準じて、定期巡回サービス費の引き上げを行う。

(2) 24時間通報対応加算

利用者の確保等を通じた事業所の経営の安定化を図る観点から、日中におけるオペレーションサービスも評価するなど、利用者の24時間の安心確保に資する仕組みを構築するとともに、看護師、介護福祉士等とされているオペレーターの資格要件に、准看護師及び介護支援専門員を追加する。

<指定基準>

- オペレーターの資格要件に、准看護師及び介護支援専門員を追加する。
- 日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営する場合、夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、指定訪問介護事業所の職務に従事することを可能とする。

2. 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【認知症対応型通所介護】 【介護予防認知症対応型通所介護】

【基本単位数】（1日につき）→変更無し

【各種加算】

加算項目	加算単位	備考
若年性認知症利用者受入加算	60単位/日	新規
栄養改善加算	150単位/回	名称・単位数変更
口腔機能向上加算	150単位/回	単位数変更

【算定要件】

(1)若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症患者を受け入れた場合に算定。若年性認知症ケア加算は廃止。

(2)口腔機能向上加算

歯科医療を受診している場合でも、本加算が評価しているサービス内容と重複しない範囲について評価。

3. 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【小規模多機能型居宅介護費】

【基本単位数】（1月につき）→変更無し

【各種加算】

加算項目	加算単位	備考
過小サービス減算	70/100で算定	新設
認知症加算（Ⅰ）	800単位/月	新設
〃 （Ⅱ）	500単位/月	
看護職員配置加算（Ⅰ）	900単位/月	新設
〃 （Ⅱ）	700単位/月	
事業開始時支援加算（Ⅰ）	500単位/月	新設
〃 （Ⅱ）	300単位/月	

【算定要件】

(1) 過小サービスに対する減算

事業所の利用者1人当たりの平均サービス提供回数が一週間に4回未満の事業所について適用する。

(2) 認知症加算

認知症加算（Ⅰ）：日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）
 認知症加算（Ⅱ）：要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）

(3) 看護職員配置加算

看護職員配置加算（Ⅰ）：常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合
 看護職員配置加算（Ⅱ）：常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合

(4) 事業開始時支援加算

事業開始時支援加算（Ⅰ）：事業開始後1年未満であって、登録定員数に対する利用者数の割合が80%を下回る事業所であること。（当該割合が80%に達するまでの期間について加算）
 事業開始時支援加算（Ⅱ）：事業開始後1年以上2年未満であって、登録定員数に対する利用者数の割合が80%を下回る事業所であること。（当該割合が80%に達するまでの期間について加算）

<施設基準>

- 宿泊サービスの利用者がない場合には、夜間及び深夜の時間帯に係る小規模多機能型居宅介護従事者を置かないことができることとする。
- 居間及び食堂の面積を「3平方メートルに通りサービスの利用定員を乗じた面積以上」から「機能を十分に発揮し得る適当な広さ」に改める。
- ※ 介護予防小規模多機能型居宅介護についても同様の改正を行う。

[介護予防小規模多機能型居宅介護費]

【基本単位数】（1月につき）→変更無し

【各種加算】

加算項目	加算単位	備考
過小サービス減算	70/100で算定	新設
事業開始時支援加算（Ⅰ）	500単位/月	新設
Ⅱ（Ⅱ）	300単位/月	

【算定要件】 → 【小規模多機能型居宅介護費】の項を参照

4. 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【認知症対応型共同生活介護費】

【基本単位数】（1日につき）→変更無し

【各種加算】

加算項目	加算単位	備考
夜間ケア加算	25単位/日	
看取り介護加算	80単位/日	新設
退居時相談援助加算	400単位/回	新設
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	新設・短期利用のみ
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	新設
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日	新設
Ⅱ（Ⅱ）	4単位/日	新設

【算定要件】

(1) 夜間ケア加算

夜間及び深夜勤務に必要な数+1以上の介護従業者を配置している場合に算定。

(2) 看取り介護加算

死亡日以前30日を上限。退居日の翌日から死亡日までは算定不可。また、医療連携体制加算を算定していない場合は算定不可。

(3) 退居時相談援助加算

退居後に居宅サービス等を利用するに当たり相談援助を行い、かつ、情報提供を行った場合に算定。

(4) 認知症行動心理症状緊急対応加算

認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。

(5) 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者を受け入れた場合に算定。若年性認知症ケア加算は廃止。

(6) 認知症専門ケア加算

次の要件を満たす施設・事業所内の認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者1人1日当たりにつき、上記単位のいずれかを加算

【認知症専門ケア加算Ⅰ】

- ①認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者・入居者の1/2以上
- ②認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置
- ③職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に実施

【認知症専門ケア加算Ⅱ】

- ①認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置（認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が10人未満の場合は実践リーダー研修修了者と指導者研修修了者は同一人で可）
- ②介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施

5. 地域密着型特定施設入居者生活介護

【基本単位数】（1日につき）

要介護1	571
要介護2	641
要介護3	711
要介護4	780
要介護5	851

【各種加算】

加算項目	加算単位	備 考
医療機関連携加算	80単位/日	新設

【算定要件】 → 【特定施設入居者生活介護】の項を参照。（外部サービス利用型の設定はない）

6. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【基本単位数】

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費

	従来型個室	多床室
要介護1	589	651
要介護2	660	722
要介護3	730	792
要介護4	801	863
要介護5	871	933

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費

	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	669	669
要介護2	740	740
要介護3	810	810
要介護4	881	881
要介護5	941	941

(3) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費

	従来型個室	多床室
要介護1	753	815
要介護2	820	882
要介護3	888	950
要介護4	955	1,017
要介護5	1,022	1,084

(4) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費

	従来型個室	多床室
要介護1	753	815
要介護2・3	857	919
要介護4・5	988	1,050

(5) ユニット型経過の地域密着型介護福祉施設サービス費

	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	820	820
要介護2	887	887
要介護3	955	955
要介護4	1,022	1,022
要介護5	1,089	1,089

(6) ユニット型旧措置入所者

経過の地域密着型介護福祉施設サービス費

	ユニット型個室	ユニット型準個室
要介護1	820	820
要介護2・3	924	924
要介護4・5	1,055	1,055

【各種加算】

加算項目	加算単位	備考
重度化対応加算	削除	
日常生活継続支援加算	22単位/日	新設
看護体制加算 (I) イ	12単位/日	新設
看護体制加算 (I) オ	4単位/日	新設
看護体制加算 (II) イ	23単位/日	新設
看護体制加算 (II) オ	8単位/日	新設
夜間職員配置加算 (I) イ	41単位/日	新設
夜間職員配置加算 (I) オ	13単位/日	新設
夜間職員配置加算 (II) イ	46単位/日	新設
夜間職員配置加算 (II) オ	18単位/日	新設

若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	新設
常勤医師配置加算	25単位/日	単位数変更
入院・外泊時の算定	246単位/日	単位数変更
管理栄養士配置加算	削除	
栄養士配置加算	削除	
栄養マネジメント加算	14単位/日	単位数変更
口腔機能維持管理加算	30単位/日	新設
看取り介護加算（4～30日）	80単位/日	名称・単位数・算定要件変更
// （前日・前々日）	680単位/日	
// （死亡日）	1,280単位/日	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日	新設
// （Ⅱ）	4単位/日	

【算定要件】→ [介護老人福祉施設] の項を参照。